

● 不当労働行為救済制度

労働組合や労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合には、労働委員会に対して救済申立てを行うことができる。労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認められる場合には、使用者に対して、復職、賃金差額の支払、団体交渉への応諾、組合運営への介入の禁止等を命令し、労働組合や労働者を救済する。



中央労働委員会における審問廷の様子

2 審査手続の概要

不当労働行為事件の審査手続は、労働組合法に大筋が決まっているが、細かい点については、中労委が制定する「労働委員会規則」に定められている（下記「3 審査手続の流れ」参照）。

3 審査手続の流れ

(1) 都道府県労働委員会における手續

①救済申立て

使用者によって不当労働行為が行われた場合、労働組合又は組合員はその救済を求める申立てを行うことができる。

申立ては事件発生（行為終了）から1年以内に行う必要がある。



②調査

当事者の主張を聴き、争点や審問に必要な証拠の整理等を行う。



③審問

公開の審問廷で、証人尋問等を行う。



④合議（公益委員会議）

公益委員による合議で、事実を認定し、この認定に基づいて不当労働行為に当たるか否かを